

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	マルコ株式会社
【英訳名】	MARUKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 朝倉 英文
【本店の所在の場所】	大阪市中央区瓦町二丁目2番9号
【電話番号】	(06)6233-5000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 巻田 眞一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区瓦町二丁目2番9号
【電話番号】	(06)6233-5000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 巻田 眞一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,750,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年4月28日付で提出いたしました有価証券届書（訂正を含む）に関する事項について、平成28年6月28日開催の第39期定時株主総会において承認が得られたこと及び平成28年6月29日付で第39期有価証券報告書及び臨時報告書を近畿財務局長に提出したこと並びに平成28年5月2日、平成28年5月11日、平成28年5月23日及び平成28年6月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書の表紙の一部にいずれも訂正すべき事項があったため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

a . 割当予定先の概要

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

8 その他参考になる事項

c . 日程

第三部 追完情報

1 . 事業等のリスクについて

2 . 臨時報告書の提出について

4 . 最近の業績の概要

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

**【表紙】**

<平成28年5月2日、平成28年5月11日、平成28年5月23日、平成28年6月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書においていずれも同じ。>

（訂正前）

【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割合	2,750,000,000円
----------------	-------------	----------------

（訂正後）

【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	2,750,000,000円
----------------	-------------	----------------

**第一部【証券情報】****第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

（訂正前）

<前略>

（注）1．平成28年4月28日開催の取締役会決議によるものです。

2．本有価証券届出書に係る新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成28年6月28日開催予定の第39期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において本第三者割当増資に関連する議案及び発行可能株式総数の増加に関する定款の一部変更に係る議案が承認されることを条件としております。

なお、割当予定先である健康コーポレーション株式会社（以下「割当予定先」又は「健康コーポレーション」といいます。なお、平成28年6月20日開催の健康コーポレーション株式会社定時株主総会において承認可決されることを条件として、平成28年7月1日から健康コーポレーション株式会社は、RIZAPグループ株式会社に商号変更される予定であります。以下「健康コーポレーション」と記載箇所は、「RIZAPグループ」に読み替えるものといたします。）による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出については、公正取引委員会の承認を得ております。

<後略>

（訂正後）

<前略>

（注）1．平成28年4月28日開催の取締役会決議によるものです。

2．本有価証券届出書に係る新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成28年6月28日開催の第39期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において本第三者割当増資に関連する議案及び発行可能株式総数の増加に関する定款の一部変更に係る議案が承認されました。

なお、割当予定先である健康コーポレーション株式会社（以下「割当予定先」又は「健康コーポレーション」といいます。なお、平成28年6月20日開催の健康コーポレーション株式会社定時株主総会において承認可決され、平成28年7月1日から健康コーポレーション株式会社は、RIZAPグループ株式会社に商号変更されます。以下「健康コーポレーション」と記載箇所は、「RIZAPグループ」に読み替えるものといたします。）による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出については、公正取引委員会の承認を得ております。

<後略>

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a．割当予定先の概要

（訂正前）

名称	健康コーポレーション株式会社
本店の所在地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第12期            （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）            平成27年6月29日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第13期第1四半期            （自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）            平成27年8月14日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第13期第2四半期            （自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）            平成27年11月13日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第13期第3四半期            （自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）            平成28年1月15日 関東財務局長に提出</p>

（訂正後）

名称	健康コーポレーション株式会社
本店の所在地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第13期            （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）            平成28年6月21日 関東財務局長に提出</p>

#### 3【発行条件に関する事項】

##### (1) 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

（訂正前）

< 前略 >

なお、本件は、平成28年6月28日開催予定の本定時株主総会に上程することを予定しておりますが、現時点においては筆頭株主である伊藤忠商事からは本件について前向きに検討する旨の意見を取得しております。

< 中略 >

よって、本第三者割当増資は、本定時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件として実施いたします。

（訂正後）

< 前略 >

なお、本件は、平成28年6月28日開催の本定時株主総会に上程し、承認を得ております。

< 中略 >

よって、本第三者割当増資は、本定時株主総会における議案の承認（特別決議）をもって実施いたします。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

(訂正前)

&lt;前略&gt;

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、本定時株主総会において、本第三者割当増資の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様<sup>に</sup>特別決議によるご承認をいただくことを実行の条件としております。

(訂正後)

&lt;前略&gt;

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としていたため、本定時株主総会において、本第三者割当増資の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様<sup>に</sup>特別決議によるご承認をいただきました。

## 8 【その他参考になる事項】

(訂正前)

c. 日程

本定時株主総会開催日：平成28年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日：平成28年6月28日（予定）

(訂正後)

c. 日程

本定時株主総会開催日：平成28年6月28日

定款変更の効力発生日：平成28年6月28日

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の第38期有価証券報告書及び第39期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出以降、本有価証券届出書提出日までの間において、追加及び変更がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加及び変更箇所を記載したものであり、追加及び変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 第2 事業の状況

##### 4 事業等のリスク

(1) 至(8) 略

##### (9) 株式の希薄化に関するリスクについて

当社は、平成28年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、本第三社割当増資についての議案の承認が得られることを条件として、平成28年4月28日開催の取締役会において新株式発行の決議を行っており、本第三者割当増資により発行する普通株式の数は、55,000,000株（議決権数550,000個）であり、平成28年3月31日現在の当社の発行済株式総数32,047,071株（議決権数304,541個）に対して171.62%（同議決権数に対して180.60%）の割合で既存株式の希薄化が生じることとなります。

この結果、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社の株価に影響を及ぼすおそれがあります。

##### (10) 割当先が親会社となるリスクについて

平成28年4月28日開催の取締役会決議に基づき、普通株式55,000,000株が発行された場合、健康コーポレーション株式会社が保有する当社普通株式に係る議決権保有割合（平成28年3月31日現在の総議決権数を基準とする）は64.36%となることを見込まれ、同社は当社の親会社に該当することになります。

当社の経営方針についての考え方や利害関係が健康コーポレーション株式会社との間で常に一致するとの保証はなく、健康コーポレーション株式会社による当社の議決権行使及び保有株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需要関係等に影響を及ぼす可能性があります。

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の第39期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年6月29日）までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日においても変更の必要はないものと判断しております。

## 2. 臨時報告書の提出について

（訂正前）

「第四部 組込情報」に掲げた第38期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年5月23日）現在までに、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（平成27年6月30日提出の臨時報告書）

### 1 提出理由

平成27年6月26日開催の当社第38期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円

第2号議案 取締役5名選任の件

朝倉英文、渡辺純二、響庭光夫、米田宏一及び中分孝一を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

金子公一及び大田敏信を監査役に選任するものであります。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案	196,979	3,584	-	（注）1	可決（97.29%）
第2号議案					
朝倉 英文	197,347	3,216	-	（注）2	可決（97.47%）
渡辺 純二	197,373	3,190	-		可決（97.48%）
響庭 光夫	197,274	3,289	-		可決（97.43%）
米田 宏一	197,308	3,255	-		可決（97.45%）
中分 孝一	197,290	3,273	-		可決（97.44%）
第3号議案					
金子 公一	197,497	3,000	-	（注）2	可決（97.58%）
大田 敏信	197,480	3,017	-		可決（97.57%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

3．賛成割合の計算方法は、次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会の前日午後6時までの議決権行使書面提出分及び当日出席のすべての株主分）に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日午後6時までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の一部の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(平成28年5月2日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

平成28年4月28日開催の当社取締役会において、健康コーポレーション株式会社を割当先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことを決議いたしました。これに伴い、当社の親会社の異動及び主要株主の異動が見込まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお、本第三者割当増資は、平成28年6月28日開催予定の当社定時株主総会において承認されること及び公正取引委員会による承認が得られることを条件としております。

## 2 報告内容

## 1. 親会社の異動（予定）

## (1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

親会社となる予定の会社

名称	健康コーポレーション株式会社
住所	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 瀬戸 健
資本金	14億75万円（平成28年3月31日現在）
事業の内容	化粧品・美容機器販売事業、カロリーコントロール用健康食品・一般健康食品販売事業、グループの中長期経営戦略の立案・遂行、グループ各社の事業戦略実行支援・事業活動の管理

## (2) 当該異動の前後における親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	550,000個	64.36%

- (注) 1. 総株主等の議決権に対する割合は、異動前は、平成28年3月31日現在の総株主の議決権の数304,541個を分母とし、異動後は、平成28年3月31日現在の総株主の議決権の数304,541個に本第三者割当増資に伴い増加する議決権の数（550,000個）を加えた議決権の数（854,541個）を分母としております。
2. 総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
3. 当社の単元株式数は100株となっております。

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本第三者割当増資の払い込みが完了することにより、健康コーポレーション株式会社は、当社の親会社に該当することになります。

異動の年月日

平成28年7月5日（本第三者割当増資の払込期日）

## 2. 主要株主の異動（予定）

## (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの	健康コーポレーション株式会社
主要株主でなくなるもの	伊藤忠商事株式会社
	正岡 規代



## (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

(主要株主となるもの)

健康コーポレーション株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	550,000個	64.36%

(主要株主でなくなるもの)

伊藤忠商事株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	80,550個	26.45%
異動後	80,550個	9.43%

正岡 規代

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	34,001個	11.16%
異動後	34,001個	3.98%

- (注) 1. 総株主等の議決権に対する割合は、異動前は、平成28年3月31日現在の総株主の議決権の数304,541個を分母とし、異動後は、平成28年3月31日現在の総株主の議決権の数304,541個に本第三者割当増資に伴い増加する議決権の数(550,000個)を加えた議決権の数(854,541個)を分母としております。
2. 総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
3. 当社の単元株式数は100株となっております。
4. 上記主要株主の正岡規代氏は、平成27年7月24日に逝去されましたが、平成28年3月31日現在、株主名義書換手続き未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

## (3) 当該異動の年月日

平成28年7月5日(本第三者割当増資の払込期日)

## (4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 2,332,729,083円

発行済株式総数 普通株式 32,047,071株

(平成28年5月23日の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成28年5月23日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

東邦監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

## (2) 異動の年月日

平成28年6月28日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日  
平成17年11月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項  
該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、平成28年6月28日開催予定の当社第39期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、その後任として東邦監査法人を選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見  
特段の意見はない旨の回答を得ております。

(訂正後)

「第四部 組込情報」に掲げた第39期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年6月29日）現在までに、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（平成28年6月29日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成28年6月28日開催の当社第39期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

別途積立金 2,780,000,000円を取り崩し、同額を繰越利益剰余金に振り替えるものです。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

（1）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正法」といいます。）の施行により、新たに導入された監査等委員会設置会社へ移行するために関連する定款の一部を変更するものです。

（2）改正法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、定款の一部を変更するものです。

（3）事業活動の多様化及び今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加し、これに伴う号数の変更を行うものです。

第3号議案 定款一部変更の件（2）

発行可能株式総数を6,615万株から10,000万株に変更するものです。

第4号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

健康コーポレーション株式会社を割当先として、当社普通株式55,000,000株を1株につき50円で発行するものです。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件（1）

朝倉英文、渡辺純二及び饗庭光夫を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものです。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件（2）

岩本眞二、大西雅美及び加來武宜を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものです。

なお、本議案に係る選任の効力は、第4号議案に基づく募集株式の発行により、同議案に基づく募集株式の払込金額の総額の払込がなされることを条件として、平成28年7月6日に発生します。

第7号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

石井純一、金子公一及び大田敏信を監査等委員である取締役に選任するものです。

第8号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

栢沼康夫を補欠の監査等委員である取締役を選任するものです。

第9号議案 会計監査人選任の件

東邦監査法人を会計監査人に選任するものです。

第10号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額280,000千円以内（うち社外取締役分40,000千円以内）とするものです。

第11号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50,000千円以内とするものです。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	205,588	5,915	-	(注)1	可決(95.22%)
第2号議案	206,016	5,487	-	(注)2	可決(95.42%)
第3号議案	205,541	5,962	-	(注)2	可決(95.20%)
第4号議案	204,766	6,737	-	(注)2	可決(94.84%)
第5号議案					
朝倉 英文	205,571	5,930	-	(注)3	可決(95.21%)
渡辺 純二	205,595	5,906	-		可決(95.23%)
饗庭 光夫	205,489	6,012	-		可決(95.18%)
第6号議案					
岩本 眞二	205,737	5,766	-	(注)3	可決(95.29%)
大西 雅美	205,702	5,801	-		可決(95.27%)
加來 武宜	205,695	5,808	-		可決(95.27%)
第7号議案					
石井 純一	204,842	6,661	-	(注)3	可決(94.88%)
金子 公一	205,634	5,869	-		可決(95.24%)
大田 敏信	205,669	5,834	-		可決(95.26%)
第8号議案	205,044	6,459	-	(注)3	可決(94.97%)
第9号議案	206,138	5,365	-	(注)1	可決(95.48%)
第10号議案	205,036	6,465	-	(注)1	可決(94.97%)
第11号議案	205,080	6,399	-	(注)1	可決(94.99%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

4. 賛成割合の計算方法は、次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日午後6時までの議決権行使書面提出分及び当日出席のすべての株主分)に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日午後6時までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(訂正前)

4. 最近の業績の概要

&lt;後略&gt;

(訂正後)

4. 最近の業績の概要の全文削除**第四部【組込情報】**

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第38期	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月29日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	第39期第3四半期	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 近畿財務局長に提出

&lt;後略&gt;

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第39期	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 近畿財務局長に提出
---------	------	-----------------------------	-------------------------

&lt;後略&gt;

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月28日

マルコ株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 勝基	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千崎 育利	印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルコ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルコ株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月28日開催の取締役会決議に基づき、健康コーポレーション株式会社と資本業務提携契約を締結した。
  - 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年6月28日開催の第39期定時株主総会において、健康コーポレーション株式会社に対する第三者割当による新株の発行は承認可決された。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マルコ株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、マルコ株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月28日

マルコ株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 勝基	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千崎 育利	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルコ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルコ株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**強調事項**

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月28日開催の取締役会決議に基づき、健康コーポレーション株式会社と資本業務提携契約を締結した。
  - 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年6月28日開催の第39期定時株主総会において、健康コーポレーション株式会社に対する第三者割当による新株の発行は承認可決された。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。



## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。